介護施設等の防火対策の強化

コムスンの介護報酬不正請求や事業所指定の不正取得が明らかになり、介護事業や介護施設の問題がクローズアップされている。折りもおり、この6月13日に消防法施行令が改正され、グループホーム等の介護施設にスプリンクラー設備等の設置が義務づけられた。長崎県のグループホーム火災で7人の方が亡くなってから、1年半が経っている。施行令の改正に合わせ、急激に変化しつつあるこの種の施設の実態に合わせた様々な防火安全対策も打ち出された。今回は、その内容について考えてみたい。

[グループホーム火災対策をめぐる経緯]

もうすっかり忘れている方も多いかもしれないが、長崎県大村市のグループホームで深 夜に火災が発生し、認知症高齢者7人が亡くなったのは、昨年1月8日のことだった。施 設は一部木造だが平屋建てのゆったりとした建物で、建築基準法にも消防法にも違反して いない。この種の施設としては比較的安全性が高いと思われるものだったが、初期対応の 遅れが多数の死者の発生に直結してしまった。

この種の施設は、介護保険制度の導入と高齢化社会の到来に伴い、5年間に10倍にも 激増し、なお増加し続けることが予想されていた。想定外施設の急増に対応した防火安全 対策の策定が急務となったが、キーとなるスプリンクラー設備の設置義務化を巡り、政府 部内もマスコミ論調等も意見が真二つに割れた。消防庁を中心とする安全重視派と、厚生 労働省を中心とする介護重視派との論争だ。

「施設の実態からして、スプリンクラー設備の設置義務を課さなければ、いずれ悲劇は繰り返され、結局設置義務を課さざるを得なくなるのは必至。安価な水道直結型の簡易スプリンクラーという方法もある。再度の犠牲が出る前に決断すべき。」というのが安全重視派の主張だ。

これに対し、「それ以外の防火対策を徹底すれば、悲劇を繰り返さないことはできるはず。 スプリンクラー設備の義務化は必要ない。」というのが介護重視派の主張だ。「たとえ安価でもスプリンクラーの設置費用が嵩むと利用料が高くなり、低所得層が施設を利用できなくなる。」というのが良識派も含めた介護専門家などの懸念だった。厚生労働省の主張はそれを反映したものだ(コムスンの実態を見ていると、むしろ「施設の業績が悪くなる」というのが本音のような気もしてきたが…)。

だが、この種の施設におけるスプリンクラー設備の効果は絶大だ。立て前重視の日本社会では、「設置義務化しなければ、火災により認知症高齢者が時に数人程度亡くなってしま

う状況は残るが、介護の実態からみて許容すべき」という本音の論理を表だって展開しに くい以上、介護重視派の主張は旗色が悪かった。

以上の経緯等については、本紙拙稿「グループホーム火災と住宅用スプリンクラー(**2006** 年4月25日、同5月25日号) http://www.secu354.co.jp/joren/joren1.htm」で詳しく述べた。

世間の隠された本音にも支えられたためか、旗色が悪いはずの介護重視派(業績重視派?)の抵抗は長く続いた。「次の犠牲が出る前には決着できないのでは?」と心配になったくらいだが、どうやらその前に、しかもコムスン騒ぎの前に、一連の対策を打ち出すことができたことは、介護重視派のためにも良かったと思う。

[対象を絞り込んだ]

改正政令を見ると、まず福祉施設等を二種類に分けたことが目に付く。従来「福祉施設等」として一括りにしてきたものを、小規模でも特に潜在的危険性が高いものを選り分け、 これらについては防火安全対策を手篤くするためだ。

従来この種の施設は公的なものが多く、民間の施設でも一定の基準を満たしているものには助成するなどの誘導策が行われていた結果、この種の施設は必然的にある程度の規模を有し、一定の運営形態を持っていた。消防法令などの規制はそのことを前提に行われていたのだ。

だが、介護保険制度が定着してきた現在、事情は大きく変わってきた。民間企業が考え出した様々な業態のものが出現し、グループホーム等はもとより、「小規模多機能型居宅介護」など、普通の住宅とあまり変わらない形状、大きさのものも急増して来ているのだ。

これらのうち、火災の際の潜在的危険性が高いものを選り分けたのは正解だろう。今後 ますます進むと予想される、この種の施設の急激な変化に対応するためには不可欠だから だ。

[スプリンクラー設備はどうなったのか]

論議の的だったこの種の施設へのスプリンクラー設備の設置については、従来1000 m以上のものに義務づけられていたのだが、グループホーム等(小規模でも潜在的火災危険性が特に高い福祉施設等)に限り275 m以上(大村市のグループホームが279 m だったので、妥協の産物というのが見え見えの基準だが…)のものに設置するよう、設置義務対象が大幅に拡大された。

同時に1000㎡未満の低層の施設に限定して、消火能力には限界もあるが安価な「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」というジャンルが創設された。従来、「住宅用スプリンクラー」と言われていたものだ。

水道直結型のスプリンクラー設備は、水道の水圧が高いアメリカなどでは、低層であれば、住宅だけでなく福祉施設や病院などでも使われて効果を上げていた。消火能力がイマ

イチであるほか、水道の水圧に依存するため水不足の時に問題があることなどもあり、消防法による義務設置にはなじまないと考えられたが、安価な割に効果が高いため、消防庁を中心に住宅向けとして普及推進を図る動きがあった。だが、「水質保全上問題がある」として厚生省(当時)水道部局の抵抗が強く、いろいろな条件付きで設置が認められるまでに10年以上かかっている。

今回、この種の施設の防火対策の切り札として位置づけられるようになったのは、実験などにより、たとえ消火できなくても延焼抑止性能は十分あるので、低層で小規模な施設なら延焼拡大を食い止めている間に避難が可能、という確信が持てたからだろう。

[スプリンクラー設備の設置免除]

スプリンクラー設備の設置義務は以上のとおり定められたが、延焼防止性能が高い2階建て以下の施設で、夜間の介助者が十分(介助者一人当たり要保護者3~4人以内)いる場合や、地上やバルコニーなどに容易に避難できる場合などは、施設を管轄する消防署長等の判断で設置免除ができる旨、同時に通知された。介助者としては、従業員だけでなく、近隣の協力者や契約警備会社等の職員も認められている。図面などから避難に要する時間を計算し、火煙が拡大して危険な状態になるまでの「避難限界時間」までに避難できることが確かめられた場合にも、消防署長等の判断で設置免除が認められることになっている。確かに、建築構造や人的体制が一定の条件を満たしていれば、スプリンクラー設備を設置しなくても必要な防火安全性を得られる場合はかなりある。ただ、その判断を現場の消防署長等の責任に委ねることには問題もありそうだ。

もともと潜在的火災危険性が高い施設なので、避難に頼る方法では余裕度があまりない。 ちょっと想定外のことが起これば死者が発生してしまう可能性がかなりあるのだ。現場の 責任で弾力的に判断するのは、消防署長等にとってはなかなか辛いのではなかろうか。

[それ以外の対策は?]

防火の知識のある資格者(防火管理者)を防火管理の責任者とし、避難の計画を作ったり訓練したりする義務がある施設としては、従来、この種の施設については在館者が30人以上のものに限られていたが、今回、グループホーム等に限り「10人以上」とされた。

また、ワンタッチで自動的に119番通報できる設備や自動火災報知設備、消火器などの設置義務は、従来500㎡以上など一定規模以上のものに限定されていたが、今回、グループホーム等に限り「どんなに小規模なものでも設置しなければならない」とされた。

いずれも、従来の消防法令の体系から突出して規制が厳しくなっている形だが、この種の施設の多様化が想像以上に進んで来ていることを考えると、適切な措置だろう。

いずれにしろ、今回の改正で、グループホーム等の防火安全対策は飛躍的に進んだ。新設のものについては、もう十分だろう。後は、既存のものをいかに迅速に改修できるかだ。 平成21年(2009年)4月1日の期限までに、再び悲劇が起こらないとよいのだが。